



**日本脳炎**

**対象・接種方法**

第1期：生後6～90月に至るまで(標準的には3歳から)  
 ・初回接種：6日以上の間隔を置いて2回(標準的には6～28日までの間隔)  
 ・追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回(標準的にはおむね1年後)  
 第2期：9歳以上13歳未満  
 第1期接種を終えた9歳以上で1回  
 ※平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種を受けることができます。母子健康手帳をご確認の上、不足分の接種を受けてください。

※平成19年4月2日～21年10月1日生まれの方で、第1期(3回)の接種を完了していない場合、9歳以上13歳未満の間に第1期不足分の接種を受けることができます。母子健康手帳をご確認の上、不足分の接種を受けてください。

**麻しん・風しん混合ワクチン(MR)**

**対象**

第1期：生後12～24月に至るまでの方  
 第2期：平成23年4月2日～24年4月1日生まれの方

**接種期間**

第1期：2歳の誕生日の前日まで  
 第2期：平成30年3月31日まで

**その他**

次に該当される方は、保健センターへご相談ください。  
 ・津島市が配布した予診票をお持ちでない方  
 ・アレルギーや重い疾患がある方

**集団がん検診等のお知らせ**

**検診内容等** 検診内容一覧(表1)参照  
**検診実施日** 実施日程表(表2)参照  
**申込** 10月2日(月)～13日(金)に次のいずれかの方法でお申し込みください。

※それぞれ単独で受診可能です。なお、今年度すでに胃がん、大腸がん、肺がん検診の「個別検診」を受診した検診は、申し込みができません。

- ① ☎23-1551
- ② ☎24-43054

(表1) 検診内容一覧

※対象者はすべて市内在住の方

検診名	対象	受診料		定員	検診内容
		70歳未満	70歳以上		
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円	500円	各30人	胃部エックス線撮影
大腸がん検診		400円	200円		便潜血検査(2日法)
肺がん検診		500円	200円		胸部エックス線撮影
こつそしょうしょう 骨粗鬆症 検診	30歳以上の女性で、平成27・28年度にこの集団検診を受診していない方	700円	300円	70人	骨密度測定(踵部の超音波法)

③ ハガキ ※申込期間最終日必着  
 〒496-0863 上之町1-60  
 総合保健福祉センター

※②、③の方法でお申し込みの方は、次の必要事項を記入してください。

郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、検診名、受診希望日の第1～第2希望日

(表2) 実施日程

検診の種類				実施日	検診時間	会場
胃がん	大腸がん	肺がん	骨粗鬆症			
			○	11月12日(日)	午前9時～正午	保健センター
○	○	○		11月19日(日)		
○	○	○		11月20日(月)		

※10月下旬に受診のご案内と検診票等を送付する予定です。

**定員** 希望者が定員を超えた場合は、抽選となりますのでご了承ください。

**受診料の免除** 次に該当される方は受診料が免除されますので、事前に保健センターへ申請してください。

・市民税非課税世帯の方

・生活保護受給世帯の方

福祉課(市役所1階)で受給証明書を取得し、印鑑をご持参ください。



**高齢者インフルエンザ予防接種**

**接種期間** 10月16日(月)～12月22日(金)

**接種場所**

市内の指定医療機関および海部地域内の指定医療機関(一覽参照)

**対象**

①津島市に住民登録があり、接種時に満65歳以上の方

②津島市に住民登録があり、接種時に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障害者手帳1級相当)

※②に該当される方は事前に保健センター窓口で申請が必要です。身体障害者手帳を持参の上お越しください。

**接種費用** 1,000円

※生活保護世帯は無料(事前の申請が必要)です。印鑑と受給証明書を持参の上、保健センター窓口へお越しください。

**接種回数** 1回

**その他**  
予診票は、基本的に医療機関に置いてあります。予診票が置いてない場合、左記までお問い合わせください。

**問合せ** 保健センター ☎23-1551

**高齢者インフルエンザ予防接種指定医療機関一覽(市内)**

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
あいち健康クリニック	藤里町	23-1212	たご耳鼻咽喉科	蛭間町	24-3313
安藤病院	唐臼町	31-4070	田中こどもクリニック	米町	26-2409
井田医院	西柳原町	26-2676	たやす腎クリニック	愛宕町	28-3711
稲川耳鼻咽喉科クリニック	東柳原町	26-3376	つしまこどもアレルギークリニック	新開町	55-8718
岡田クリニック	大字津島	97-3329	つしまセントラルクリニック	今市場町	55-9111
奥村クリニック	申塚町	22-2600	津島中央病院	葉苅町	24-0111
加藤医院	宇治町	24-1515	津島リハビリテーション病院	南新開町	23-0120
神守診療所	神守町	28-3650	坪内医院	江東町	28-6300
クリニックつしま	百島町	28-7111	はせ川外科	神守町	24-3370
くろかわ内科クリニック	神守町	22-2288	彦坂外科	東愛宕町	25-8355
後藤整形外科	南新開町	25-5511	平井クリニック	高台寺町	33-0888
サトウ胃腸クリニック	錦町	28-3102	平野医院	西愛宕町	26-7584
篠田内科	藤浪町	25-6331	松永医院	南門前町	26-2022
ジュンクリニック	橋詰町	22-2333	八木澤耳鼻咽喉科	神守町	26-3877
すぎのクリニック	元寺町	25-8122	ワシノ医院	又吉町	26-2851
杉山クリニック	中地町	26-2006			

※指定医療機関等の都合により、変更になる場合があります。

※実施期間・接種曜日・接種時間は、各医療機関で異なりますので、予約の際などにご確認ください。

※愛西市、弥富市、あま市および海部郡内の指定医療機関は市のホームページに掲載してある医療機関一覽をご確認いただくか、保健センターまでお問い合わせください。

**災害時は、お薬手帳の携帯を！**

「お薬手帳」は、病院や薬局でもらった薬を記録する手帳です。

東日本大震災では、医療支援に入った多くの医療スタッフが、被災地で診療を行ううえで、お薬手帳が大いに役立ったと述べています。

災害時、かかりつけの病院からデータや紹介状はもらえず、患者さん自身が治療内容や使っている薬を伝えなくてはなりません。

皆さんは、自分が服用しているお薬の名前が言えますか？そのような時に普段自分の飲んでる薬を正確に伝えることができるのが「お薬手帳」です。

「お薬手帳」は、いつも決まったところに置き、災害時などの際には、保険証と一緒に必ず持って出るようにしましょう。



**国民健康保険からのお知らせ**  
**平成30年度から国民健康保険制度が変わります**

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

この法律の成立により、国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すものです。

**制度改革後の都道府県と市町村のそれぞれの役割(厚生労働省資料より)**

下表

**具体的な変更点**

- ・ 保険証の名称が「愛知県国民健康保険被保険者証」に変わります。

※平成30年の更新時から変更となる予定です。保険証の発行は引き続き津島市で行います。

- ・ 高額療養費の多数回該当については、愛知県内の国民健康保険で回数が通算されません。

※同一県内の住所異動があった場合(ただし、住民票の世帯構成が同じであるなどの条件があります)県内市町村での国民健康保険での該当回数が通算されます。

**問合せ** 保険年金課国民健康保険G

内線21255~21260

**改革の方向性**

1.運営のあり方(総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>・ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>・ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	<b>都道府県の主な役割</b>	<b>市町村の主な役割</b>
2.財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置、運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
3.資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進(※4と5も同様)	地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4.保険料の決定通知・収納	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険税(料)を決定 個々の事情に応じた通知・収納
5.保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払</li> <li>・ 市町村が行った保険給付を点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険給付の決定</li> <li>・ 個々の事情に応じた窓口負担減免など</li> </ul>
6.保険事業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施

**1日当たりの光熱水費負担額**

医療療養病床に入院している65歳以上の方	平成29年9月まで	平成29年10月～平成30年3月	平成30年4月から
・医療の必要性の低い方	320円	370円	370円
・医療の必要性の高い方(指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の方の光熱水費の負担額を見直します。

**入院時生活療養費制度の見直し**

注 今回の光熱水費の見直しは、65歳未満の方や、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。

**問合せ** 保険年金課医療年金G  
 内線21233・21224